伊達市公告第 172 号

公　示　送　達

下記の送達を受けるべき者の住所・居所が不明のため送達することができないので、地方税法第 20 条の２の規定により公示送達します。

当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和８年 11 月 18 日

伊達市長　須田　博行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称
吉川　利男	令和８年度国民健康保険税納税通知書